



みくには
ハートに愛

みく くに 便り

令和4年1月1日からは任意継続被保険者制度も改正されます。
主な内容は、今まで出来なかった任意の資格喪失ができるようになります。
今年も最後の月となりました。今後も皆様に役立つ情報をお届けできるよう頑張ります。来年もよろしく願い申し上げます。

2021年12月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



令和4年1月1日より傷病手当金の支給期間が改正されます

◆傷病手当金とは

傷病手当金は、健康保険の被保険者が病気やケガの療養のため連続する3日間を含み4日以上仕事に就くことができず、給与支払いがない場合に、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

支給期間は、支給を開始した日から最長1年6カ月です。この1年6カ月には、復職し再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合の、復職した期間も含まれます。

◆改正により支給期間を通算化

令和4年1月1日から、この支給期間が通算化され、療養中に復職し再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合、復職期間を除いて支給期間がカウントされることとなります。つまり、復職期間などがある場合は、支給開始日から1年6カ月を超えても傷病手金が支給可能になるということです。

具体的な日数は、3日の待機期間を経て、傷病手当金が支給される4日目から暦に従って1年6カ月の計算を行い支給期間が決まります。

◆改正前より支給開始している場合

令和4年1月1日の法改正前に傷病手当金を支給されている場合は、「施行日の前日において支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について適用すること」とされています。

例えば、令和2年7月2日から傷病手当金の支給が30日間ある場合。令和3年12月31日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していないため、改正後の規定が適用されます。なお、支給日数は令和2年7月2日から令和4年1月1日までの549日であり、令和4年1月1日時点で既に30日分の傷病手当金が支給されているため、令和4年1月1日時点の残りの支給日数は

519日となります。

◆仕事と治療の両立をやすくするための改正

通算化されることとなった理由は、がん治療など入退院を繰り返して療養する患者が柔軟に傷病手当金制度を利用できないとの問題点が指摘され、支給期間が通算化されている共済組合と取扱いを合わせるべき、などの意見もあり、見直されることとなったものです。

■両立支援に取り組む会社に対する支援

会社による仕事と治療の両立のための取組みとしては、新たに休暇制度を導入したり健康づくりのための制度を導入したりする等があり、こうした取組みが要件を満たす場合には、助成金の対象となる可能性があります。

12月の税務と労務の手続 提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 特例による住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

31日

- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
 - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕
 - 固定資産税・都市計画税の納付<第3期>〔郵便局または銀行〕
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延
- 承認申請書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕
 - 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕